

一般廃棄物処理業許可証

5 碧環許可第5号

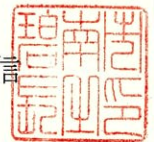
令和6年3月25日

住 所 西尾市下矢田町薄畑36番地1

名 称 株式会社エヌジェイエス

代表者氏名 代表取締役 石山 勝範 様

碧南市長 禰 亘 田 政 信



1 業 種 ごみの収集及び運搬業

2 許可期限 令和6年4月1日から

令和8年3月31日まで

3 条 件

(1) 営業を行う区域は、次のとおりとする。

碧南市内一円

(2) 一般廃棄物の搬入は、原則として衣浦衛生組合とする。

(3) 許可申請書に記載されている事項に相違しないこと。

(4) 一般廃棄物処理業の廃止、取消し又は停止をする場合、その事情のいかんを問わず、市は一切損失補償には応じない。

(5) 衣浦衛生組合への持込み条件

ア ごみ分別の徹底を図り、種類別にそれぞれに指定されたピットへ投入すること。

イ クリーンセンター衣浦ごみ受入基準を遵守し、適正に処理すること。

ウ ごみピット転落防止用フックを必ず使用すること。

エ ピットの落とし口に生ごみ等をそのままにせず必ず清掃すること。

オ パッカー車等、汚水受けから汚水を垂れ流しにして、プラットホームを走行しないこと。

カ プラットホーム内を逆走しないこと。(一方通行厳守)

キ 持込み可能なごみは、管轄内のごみのみとする。

ク その他衣浦衛生組合施設管理事項を遵守し、組合職員の指示に従うこと。

(6) 自社での一時保管注意事項

ア 野積みは周囲に悪臭等が発生するため、環境保全に努め適正管理をすること。

イ 悪臭及び衛生上の観点から、常に薬剤を散布し、衛生害虫発生の未然防止に努めること。

(7) 関係法令を守り、誠実に業務を営むこと。

4 その他

許可に付した条件に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行なったときは、この許可を取り消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。